



保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係 ☎ 476-1111 (136)

◆認知症シリーズ⑮

『認知症予防のための生活ポイント～笑いましょう～』

笑うと脳の方からドーパミンという神経伝達物質があふれ出てきます。ドーパミンは喜んだときに分泌される物質で、脳の覚醒レベルを上げて記憶や学習能力を高め、認知症を防ぎます。しかも、たとえ面白くなくても、楽しくなくても、笑顔をつくっていると、脳は楽しいから笑っているんだと受け取り、ドーパミンを分泌します。仏頂面をしているよりも、意識的にニコニコしているほうが脳は衰えないのです。

また、笑顔でいると認知症になりにくいだけでなく、全身の免疫力も強くなり、がんの予防にも役立ちます。笑顔こそ心身ともに若く保つ特效薬なのです。



笑顔には、笑顔が返ってきます



税務課からのお知らせ

問 税務課 課税係 ☎ 476-1111 (112・113)

◆住民税の寄附金税額控除について【課税係】

○寄附金税額控除の対象が拡大されました

税制改正により、個人住民税の寄附金控除の制度が拡充され、所得税の控除対象寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち、都道府県及び市町村が条例で定めた寄附金について、個人住民税の寄附金控除が適用されることとなりました。鹿児島県と大崎町においても、それぞれ条例により定められ対象となる寄附金は同じです。

○新たに税額控除の対象となる寄附金

県内に主たる事務所を有する法人又は団体等に対する寄附金で次のとおりです。

- ①公益を目的とする事業を行う法人又は団体（国立大学法人等）の寄附金のうち財務大臣が指定したもの
- ②特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人等）に対するもので、当該法人の主たる目的に関連する寄附金
- ③認定NPO法人、仮認定NPO法人が行う特定非営利活動に関する寄附金
- ④認定特定公益信託に対して支出した金銭

※共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金は従来どおり控除の対象です。

※対象となる法人及び団体等については、本町のホームページ（くらしの情報・税金）から閲覧できます。

○控除額について

個人住民税の税額から控除される額の計算

$$\text{控除額} = (\text{寄附金の額} - 2 \text{千円}) \times 10\% \text{ (個人県民税 } 4\% \text{、個人町民税 } 6\%)$$

※控除対象の上限は、総所得金額等の30%です。

※平成24年1月1日以降に支出された寄附金が対象となります。



○控除を受けるための手続き

所得税と住民税の両方の税金の控除を受けるためには、寄附をした法人又は団体等が発行する寄附金受領証明書等を添付して確定申告を行う必要があります。所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要ですが、住民税のみ控除を受けようとする方は住民税の申告が必要になります。



77年の伝承。
わしも先人!?

先人たちの英知と努力の
積み重なった歴史ある町!



すごいねー。

